

## 令和5年11月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日(金) 午後2時20分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階大会議室

### 3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について (所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について (利用権貸借)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

### 4. 会議に出席した委員 (22名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 天本 守
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司 (欠席)
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二 (欠席)

### 5. 会議に欠席した委員 (2名)

### 6. 会議に出席した事務局職員 (3名)

会長：

大変お忙しい中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、議案4件、報告事項3件でございます。

委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

### (開会)

議長：

ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

なお、22番、24委員より欠席届が出ています。

よって、令和5年11月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしく願いいたします。

### [日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、14番、15番委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

### [日程第2 議案の審査]

議長：

これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、7件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、7件についてご説明をいたします。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、乙隈地内の田3筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模を拡大するということです。  
(位置図で場所の説明)

番号2は、松崎地内の田1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は経営規模を拡大するということです。  
(位置図で場所の説明)

次に番号3は、1ページから2ページになりますが、三沢地内の田7筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は労力不足のため、譲受人は経営規模を拡大されるということです。

(位置図で場所の説明)

次に番号4は、八坂地内の畑2筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は新規就農されるということです。  
(位置図で場所の説明)

次に番号5は、二森地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、贈与となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は農業廃止、譲受人は新規就農されるということです。  
(位置図で場所の説明)

次に3ページをお願いします。

番号6は、光行地内の田2筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模の縮小、譲受人は経営規模を拡大されるということです。

(位置図で場所の説明)

次に番号7は、干潟地内の畑1筆です。3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)  
譲渡人は農業廃止、譲受人は新規就農されるということです。  
(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人はすべての農地を有効に活用すること、機械、労働力及び技術など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしていただきましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による7件の許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、許可相当とするとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。  
質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、10件を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、16番委員につきましては、離席をお願いします。

(委員離席確認後)

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、10件のご説明をいたします。

番号1は、松崎地内の畑1筆です。

一般個人住宅の建設のため、申請があつているものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号2は、三沢地内の畑1筆です。

一般個人住宅の建設のため、申請があつているものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号3の干潟地内の畑1筆と、次の5ページの番号4、干潟地内の畑1筆は、譲渡人は異なりますが、譲受人と転用目的が同一のものです。流通業務施設の建設のため、申請があつているものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号5の福童地内の田1筆と、番号6、福童地内の田2筆、次の6ページの番号7、福童地内の田6筆は、譲渡人は異なりますが、譲受人と転用目的が同一のものです。露天資材置場設置のための一時転用の申請があつているものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号8は、三沢地内の畑1筆です。

一般個人住宅の建設のため、申請があつているものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

番号9は、7ページから8ページにわたります。井上地内の畑4筆、上岩田地内の畑7筆、山隈地内の畑3筆。次の番号10、井上地内の畑1筆と上岩田地内の畑1筆です。番号9と10について、譲渡人は違いますが、譲受人と転用目的が同一案件です。ガソリンスタンド等の建設のため申請があっているものです。

(位置図で場所、施設概要の説明)

なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

第2分科会代表：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

それでは、委員の離席を解き入室を許可します。

(入室確認後)

次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、2件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書9ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、2件をご説明します。

番号1は、山隈地内の田3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、利用目的、売買価格の説明)

次に番号2は、下岩田地内の畑1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、利用目的、売買価格の説明)

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借について、220件を議題とします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、6番、14番、19番、21番、23番委員につきましては、離席をお願いします。

(委員離席確認後)

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権貸借について、ご説明します。

本日お配りしております別冊をご覧ください。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っています。

今回9月に受付ました本件につきましては、再設定159件、新規61件、合計220件の申請を受理いたしております。また、期間借地につきましては、再設定5件、新規5件、合計10件の申請を受理いたしております。

なお、公告は11月15日付といたしております。

それぞれの内容については、別冊のとおりでございます。

また、内容の詳細についての説明は割愛させていただきますが、先日開催しました地区会議におきまして報告し、ご確認・ご了承をいただいております。



以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

分科会代表：

ご報告いたします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権貸借について、第3分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質疑、意見なし)

議長：

特にないようです。

本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成です。

よって、議案第4号は原案通り承認いたします。

それでは、委員の離席を解き入室を許可します。

(入室確認後)

### [日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の10ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出6件につきまして報告いたします。

番号1は、乙隈地内の田3筆です。

売買のため、合意解約されたものです。

番号2は、干潟地内の田2筆です。

借主の都合のために、合意解約されたものです。

番号3は、10ページから11ページになります。

福童地内の田6筆です。

借主の都合のために、合意解約されたものです。

議案書11ページ・番号4は、三沢地内の畑1筆です。

貸主の都合のために、合意解約されたものです。

番号5は、山隈地内の田3筆です。

売買のために、合意解約されたものです。

議案書12ページ・番号6は、三沢地内の田1筆です。

借主の都合のために、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、三沢地内の畑1筆です。

建売住宅建築のため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書14・15ページをご覧ください。

報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いた

します。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、1団体の報告です。

農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和5年11月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和5年11月10日(金) 午後3時10分 閉会